

社会資本総合整備計画

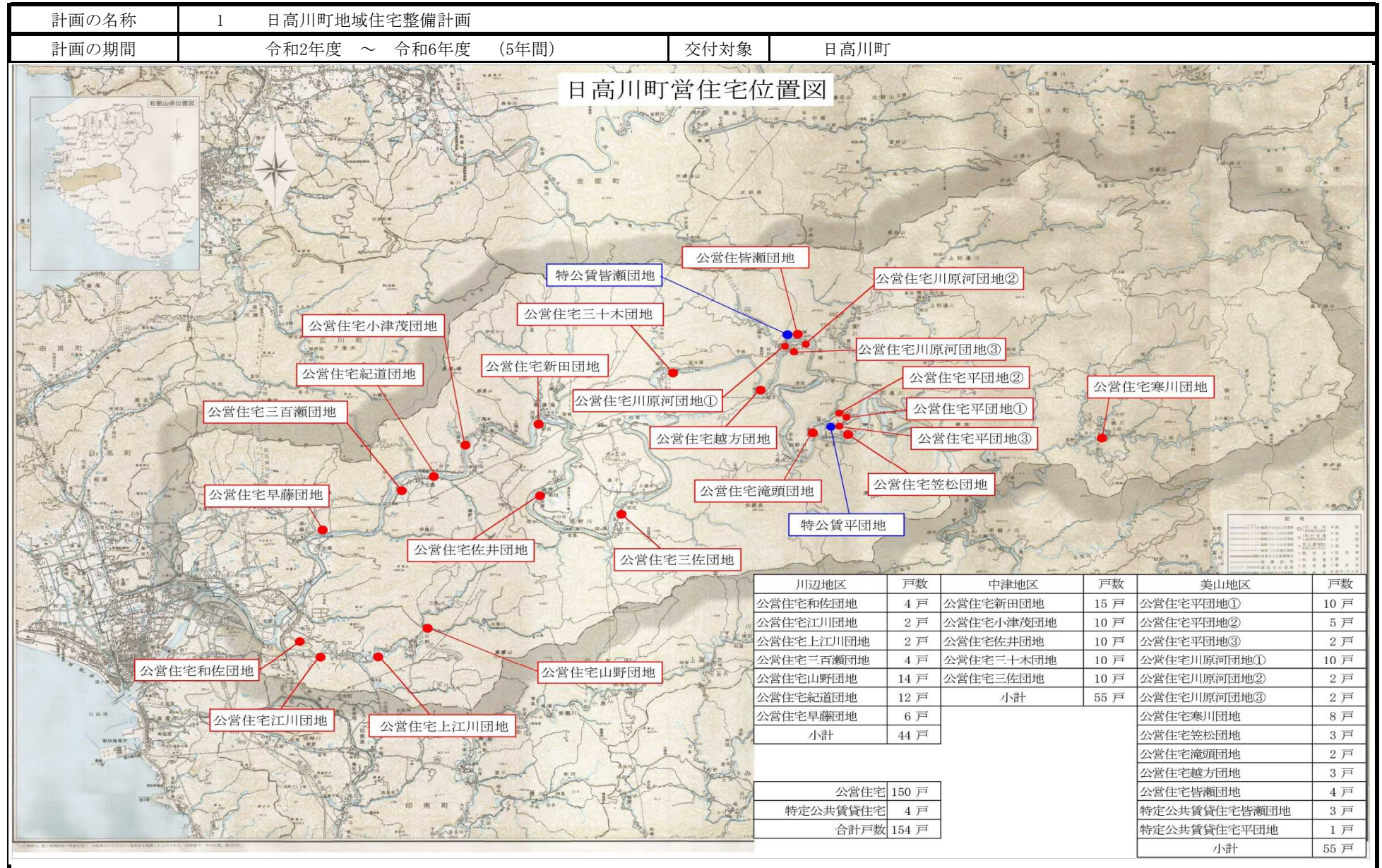
日高川町地域住宅整備計画

ひだかがわちょう
日高川町

令和2年2月

(参考様式3)

(参考図面)



社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 日高川町地域住宅整備計画

事業主体名: 日高川町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)

ひだかがわちょうちいきじゅうたくけいかく
日高川町地域住宅計画

ひだかがわちょう
日高川町

令和2年2月

地域住宅計画

計画の名称	日高川町地域住宅計画		
都道府県名	和歌山県	作成主体名	日高川町
計画期間	令和 2 年度	～	6 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

日高川町は、和歌山県の中央部日高郡の北部に位置し、東西約35km、南北約10km、総面積331.65km²、平成17年5月1日に市町村合併（旧川辺町、旧中津村、旧美山村）により誕生した町である。土地の利用状況としては87%が森林で宅地は2%となっている。主な産業は農林業でありみかん栽培などが盛んである。

平成27年度の国勢調査によると日高川町の住宅事情としては、人口9,776人、世帯数3,650世帯のうち、持ち家3,165世帯、民営借家192世帯となっており、令和1年12月31日現在の人口については、9,775人となり、人口の減少、少子高齢化が進んでいる状況である。

特に、山間部での人口減少が目立っており、主産業である農林業に従事する若者も減少しているため、町内の人口集中地区及び近隣市町村へ移住する者が増加している。

また、町営住宅としては154戸を管理しており、これらの町営住宅は昭和55年～平成14年にかけて建設された簡易耐火構造2階建て及び木造の町営住宅であり、老朽化が進んでいる。今後の住宅施策としては、少子高齢化に対応するために、高齢者等の要支援世帯への公営住宅の供給、地域活性化の取り組みが求められている。

2. 課題

町営住宅入居者の要望等をふまえながら計画的に安全面、衛生面等の居住環境の改善に努める必要がある。

3. 計画の目標

町営住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させ、町民が安心して住み続けられる住まいづくり及び居住環境の向上を図る。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	
町営住宅の改善事業実施率	%	居住性向上等の改善の割合(合併浄化槽設置)	93	2	100	6
町営住宅の改善事業実施率	%	居住性向上等の改善の割合(3点給湯設備設置)	68	2	75	6
町営住宅の改善事業実施率	%	居住性向上等の改善の割合(トイレ改善)	92	2	98	6

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

公営住宅等ストック総合改善事業	事業内容：居住性向上（合併浄化槽設置）	15戸	9戸
	（3点給湯設備設置）	12戸	
	福祉対応（トイレ改善（洋式化））		

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

特になし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

特になし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。